

**A15** 非課税となります。

健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養、医療もしくは施設療養等としての医薬品（投薬）または治療材料（コルセット、ギブス床、義手義足、練習用仮義足、補助器、義眼、松葉杖など）の給付は非課税となりますが、これらの療養等に該当しない医薬品の販売または医療用具の販売等は、身体障害者用物品に該当するものを除き、非課税には該当しません。